

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 7 月 30 日（火）第 536 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧（自然保護課取扱い） 1
- 指定外来動植物の指定（※）（自然保護課取扱い） 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 3
- 肥料の登録の失効（経営技術課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談
支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 3

公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告（自然保護課取扱い） 4
- 落札者等の公告（2件）（感染症対策課取扱い） 4
- （免許管理課取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第571号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定をしたいので、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 特別保護地区の名称
国割岳鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
屋久島森林管理署管内国有林 2 林班い，い1，い2 及びい3 小班，同 3 林班い，い1，い2，い3，い4，ハ及びニ小班，同 4 林班い，い1，い2，い3，ろ，ろ1，ろ2，ろ3，ろ4，は1，は2，に及びに1 小班並びに屋久島町所在民有林 1 林班ア準林班14，15，16，17，18，19，20，21，22，23，24，25，26及び35小班的区域
- 3 特別保護地区の存続期間
令和 6 年11月 1 日から令和16年10月31日まで（10年間）
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地
 - (2) 特別保護地区の指定目的
当該区域は、屋久島の西部に位置し、針葉樹のスギ、モミ、ツガ、常緑広葉樹のイスノキ、スダジイ、マテバシイ、イヌガシ、サカキ、タイミンタチバナ、落葉広葉樹のヤクシマオナガカエデ、エゴノキ、ヒメシヤラなど、海岸に近い森林においてはガジュマル、ア

コウ、ウラジロエノキ、トベラ、ウバメガシ、シマイズセンリョウなど変化に富んだ林相となっており、ヤクシカ、ヤクシマザル、ヒヨドリ、カラスバト、ズアカアオバト、サンショウクイ、サンコウチョウ、キビタキ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、カケスなど多様な鳥獣が生息している。このようなことから、森林に生息する多種多様な鳥獣の保護を図るとともに、その生息環境の保全を図るため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区特別保護地区として引き続き指定することとしたい。

5 1 から 4 までの掲げる事項の縦覧場所

- (1) 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (2) 熊毛支庁屋久島事務所農林普及課（熊毛郡屋久島町安房650番地）

6 縦覧期間

令和6年7月30日から8月13日まで（2週間）

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は熊毛支庁屋久島事務所農林普及課

鹿児島県告示第572号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定外来動植物を指定し、令和6年8月19日から施行する。

令和6年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
キダチチョウセンアサガオ属の全種	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。）に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
ナイルティラピア	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
モザンビークティラピア	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、

		(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ジルティラピア	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設

鹿児島県告示第573号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年7月30日から同年8月13日まで高山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和6年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町波見1753番地2 下福忠之
肝属郡肝付町波見2068番地 谷山敏男
肝属郡肝付町後田2624番地1 江口健三
- 2 加入区
高山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高山漁業協同組合

鹿児島県告示第574号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和6年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1296号	副産植物質肥料	ミノラス2号	窒素全量 1.0 加里全量 15.0	該当なし	日本アルコール産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町6番6号	令和6年7月9日

大隅地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があ

った。

令和 6 年 7 月 30 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援事業所 太陽の丘	鹿屋市今坂町 12557番地1	社会福祉法人敬 心会	鹿屋市今坂町 12405番地47	郷原 建樹	令和 6 年 5 月 1 日	地域移行 支援・地 域定着支 援

公 告

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

令和 6 年 7 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 日時
令和 6 年 8 月 21 日（水）午後 1 時 30 分から
- 2 場所
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎本館 2 階第 3 会議室（熊毛郡屋久島町安房 650 番地）
- 3 案件
国割岳鳥獣保護区特別保護地区（区域 屋久島町の一部，期間 10 年間）の指定について

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 6 年 7 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）備蓄用 2,093 箱
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県保健福祉部感染症対策課感染症対策調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 6 年 6 月 24 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目 5 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
37,435,398円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 7 月 30 日

鹿児島県警察本部免許管理課長 邊土名朝広

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
運転者管理システム共通基盤対応機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部免許管理課会計係
鹿児島市南栄五丁目 1 番 2 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 6 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
NEC キャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市中央区天神一丁目 10 番 20 号
- 5 落札金額
44,833,800 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 4 月 30 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 87 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年 国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 7 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA ワンパンマン N-X	株式会社ニューギン	3P0713
ぱちんこ遊技機	e キョンシー M5-V C	株式会社ニューギン	410220
ぱちんこ遊技機	e 乃木坂 4 6 II K 4	京楽産業、株式会社	4P0586
ぱちんこ遊技機	e 仮面ライダー電王 K L 1 2	京楽産業、株式会社	4P0721
回胴式遊技機	L パチスロ真・一騎当千 V	株式会社大一商会	430303